

令和3年第12回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年12月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和3年12月10日(金) 午後3時24分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	守安 淳市	山田 隆正	池上 次男
長代 悦和	東 茂	大月 泉	黒江 冊旨
藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

9番委員 10番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第51号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第52号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第54号 農用地利用集積計画について

報告第39号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第42号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和3年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が9名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、9番委員、10番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第51号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第51号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第51号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

なお、今回議案で上がっている43番については、ただ今協議中という事で今回保留とさせていただきますという事です。よろしくお願いします。

【受付番号38番, 39番, 40番】

(農地担当) 38番、秦の件につきまして、39番、40番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件は、38番の渡人が県外に在住で、39番の受人がずっと農地を管理されてきました。この2人の関係は兄弟です。40番の案件については、この兄弟間で貸し借りをするという事です。ずっと昔から管理されており今回、実態に合ったように手続きをされるということです。38番と39番については、土地を交換する案件です。地元としては、池上委員と確認しましたが、野菜を作付けされており、保全管理もきちんとされておりましたので問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 池上委員、何か補足はありますか。

(池上委員) 12番委員のとおりです。補足することはありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、38番、39番、40番は許可されました。

【受付番号41番, 42番】

(農地担当) 続きまして41番、福谷の件につきまして、42番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、交換によるものですが、すでに申請のように耕作されていました。今回、実態に合わせておいた方がよいという事で、今回申請がありました。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、41番、42番は許可されました。

【受付番号43番】

- (農地担当) 続きまして43番、宿の件につきましては、今回保留という事ですので次の審議に入ります。

【受付番号44番】

- (農地担当) 44番、清音軽部の件につきましては、藤井委員が関係者という事で退席します。

【藤井委員退席】 1時49分

- (農地担当) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。
- (6番委員) 申請地は、畑になっている場所です。周りは田ですけどほかの方も野菜を作っておられます。渡人は、高齢であり耕作できないという事で、この度、受人が耕作することになりました。問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。44番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、44番は許可されました。

【藤井委員入室】 1時51分

【受付番号45番】

- (農地担当) 続きまして45番、中央、井手の件につきまして、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 申請地は、調整区域と市街化区域の境のあたりです。これは、身内間の贈与です。耕作

については、今までと同じようにされるという事です。地元としては問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当) それでは46番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) 渡人が耕作できないということで、親戚の受入をお願いするという案件です。受入はしっかり農業をやられている方なので、地元としては、問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) 東委員、何か補足はありますでしょうか。

(東委員) 7番委員のとおりです。補足することはありません。よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当) 47番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) 申請地は、現在耕作されていませんが、この度、受人がここを耕作しようということで申請が上がってきました。詳細については大月委員から説明します。

(農地担当) 大月委員、説明をお願いします。

(大月委員) 受人は畑をしっかりされている方です。地元としては、問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(6番委員) 受人は、市外の方ですけど大丈夫ですか。

(15番委員) すでに市内の久米に農地を持っておられて管理されておりますので、大丈夫と思います。

久米の農地について山田委員から説明をお願いします。

(山田委員) この方は、農機具を一式所有されており、しっかり管理されておりますので、問題ないと思います。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番は許可されました。以上で議案第51号の審議は終了いたしました。

【議案第52号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第52号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第52号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号23番】

(農地担当) 23番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 申請の内容としては宅地の敷地拡張ということで問題ないと考えております。詳細については、守安委員から報告します。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への影響ですが、用水は、問題ありません。排水は、集水桝を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土留め構造物を設置し、土砂流出はしないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断しています。例外規定として既存の施設拡張ということで適用して

います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員) 申請人は市外の方ですが、現在は、ここには住んでいないのですか。

(主査) 現在は、空き家になっていますが、今回是正という事で、現状に合わせた申請となっています。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番, 109番】

(農地担当) 24番, 久米の件につきまして、109番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、24番, 109番ともに、東が宅地, 西が畑, 南が畑, 北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件は、畑を宅地として使用しては是正という事です。詳細は、山田委員からお願いします。

(農地担当) それでは、山田委員からの説明をお願いいたします。

(山田委員) 申請地については、今回、測量をしたところ農地にはみ出していることが判明しました。用水については、必要ありません。排水は、既存の排水路に接続しています。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにしています。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回是正という事で、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、24番、109番は許可されました。

【受付番号25番】

(農地担当) 25番、新本の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) この申請については、以前から宅地としての利用をしていた案件です。用水、排水ともに問題ありません。周囲の環境としては、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

(農地担当) 長代委員から何か補足はありますでしょうか。

(長代委員) 10番委員のとおりです。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回、是正という事で、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員) 申請人が市外の方ですけど、ここは誰か住んでいますか。

(10番委員) 今は、空き家ですが、子供が家の管理をされております。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。以上で議案第52号の審議は終了いたしました。

【議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第53号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号103番, 104番】

- (農地担当) それでは104番, 秦の件につきまして, 103番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが, 103番, 104番ともに東が畑, 西が畑, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (12番委員) 申請地は, 秦地区の住宅地になっているところです。営農条件への影響ですが, 用水, 排水は, 問題ないです。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) 池上推進委員, 何か補足はありますか。
- (池上委員) 12番委員のとおりです。問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これら件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 103番, 104番は許可されました。

【受付番号105番】

- (農地担当) 続きまして105番, 南溝手の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が田, 南が田, 北が田と道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この申請地については, 東に住宅が2棟建っています。営農条件への影響ですが, 用水については, 問題ありません。排水は, 集水桝を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については, 合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, 境界部分にブロック擁壁を設置し, 土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地とい

うことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。105番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、105番は許可されました。

【受付番号106番】

(農地担当) 続きまして106番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南は道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この申請地については、上林地内の住宅振興地です。詳細については守安委員から説明をします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への影響についてですが、用水については、南側にあります。排水は、集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。106番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、106番は許可されました。

【受付番号107番】

(農地担当) 続きまして107番、井手、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が水路、北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地は、周辺に宅地、雑種地がありそこをまとめて宅地化するという案件です。ここはもともと使用されていなかった農地です。ここを転用したところで何ら支障が生じるものではありませんので、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。107番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、107番は許可されました。

【受付番号108番】

(農地担当) 続きまして108番、美袋の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が住宅、南が宅地、北が水路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件については、隣に家があり、駐車場がないという事で申請がありました。詳細は、大月委員から報告します。

(農地担当) それでは、大月委員からの説明をお願いいたします。

(大月委員) 申請人は、家を購入されましたが、車を4台所有しています。今は1台分しか停められません。そこで露天駐車場という事で申請がありました。営農条件への影響ですが、用水については、西側にあり支障ありません。排水は、地下浸透です。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。108番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、108番は許可されました。

【受付番号110番】

- (農地担当) 続きまして110番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が道路、南が道路、北は水路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (12番委員) この申請地は、道と水路の間の三角地です。受人は道を挟んだところに住んでいます。駐車場として以前からここを使用していたようです。地元では問題ないと聞いています。よろしくご審議のほどお願いします。
- (農地担当) 池上委員から補足がありましたらお願いします。
- (池上委員) 特にありません。よろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。110番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、110番は許可されました。

【受付番号111番】

- (農地担当) 続きまして111番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (9番委員) 周辺の状況ですが、東が雑種地、西が道、南が畑、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 今回、境内地に転用という事で申請が上がっております。詳細については、茅原委員か

ら報告します。

(茅原委員) 現況は、畑です。今回の申請地に神社が隣接しています。この度、境内と一体利用という事で申請が上がっています。営農条件への支障は、ありません。日照通風も問題ないです。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。111番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、111番は許可されました。

【受付番号112番、113番】

(農地担当) それでは112番、宿の件につきまして、113番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、112番、113番ともに東が宅地、西が畑、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 申請地の隣は、先月も住宅として申請がありました。詳細は黒江委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 営農条件への影響ですが、用水については、問題ありません。排水は、既存の排水路へ接続し、日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、112番、113番は許可されました。

【受付番号114番】

(農地担当) それでは114番、美袋の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が道路、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが近隣の民家でレストランをする予定で駐車場がなくて駐車場を整備する案件です。詳細は、大月委員からお願いします。

(大月委員) 営農条件への支障ですが、用水については、現状のままで問題ありません。排水は、自然浸透。土砂の流出は、真砂土を入れて北側の道と段差をなくし、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。114番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、114番は許可されました。以上で議案第53号の審議は終了いたしました。

【議案第54号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第54号、農用地利用集積計画について、を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第54号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【1番、2番、5番、8番、10番、14番、15番、守安委員退席】 3時11分

(主査) 【議案第54号 農用地利用集積計画について説明】

(会長代理) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(会長代理) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それでは、原案のとおり承認いたします。

【1番, 2番, 5番, 8番, 10番, 14番, 15番, 守安委員入室】 3時14分

【報告第39号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第39号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第39号 報告書について朗読】

【報告第40号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第40号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第40号 報告書について朗読】

【報告第41号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第41号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第41号 報告書について朗読】

【報告第42号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第42号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第42号 報告書について朗読】

【報告事項】

- (農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。
- (農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が9件で1件は保留、4条関係が3件、5条関係が12件でございました。また、農用地利用集積計画につきまして、原案通り承認といたしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
- (会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。
- (委員) なし。
- (会長) では、私から総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者候補者の推薦について報告します。令和3年11月9日付で、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様は11月26日までに推薦をお願いしておりましたが、推薦はありませんでした。したがって、今回農業委員会からの推薦はなしという事で回答してよろしいでしょうか。
- (委員) よろしい。
- (会長) それでは、推薦なしで回答することとします。他に何かありますでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
- (会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時24分